

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称） （概要）について

厚生労働省労働基準局労災管理課

1. 改正の趣旨

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
- これを踏まえ、厚生労働省が所管する告示において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行う。

（参考）規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定） 抄

6. デジタルガバメント分野／（3）新たな取組み

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

2. 改正の概要

- 以下に掲げる告示等において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直し（様式の見直しを含む。）を行う。

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式（昭和35年労働省告示第10号）

国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和35年厚生省告示82号）

国立感染症研究所製品交付規程（昭和35年厚生省告示83号）

国立医薬品食品衛生研究所試験検査依頼規程（昭和35年厚生省告示84号）

作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）

社内検定認定規程（昭和59年労働省告示第88号）

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示

105号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成16年厚生労働省告示第337号）

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第127号）

職業能力開発促進法第十五条の四第一項の規定に基づく職務経歴等記録書の様式（平成30年厚生労働省告示第127号）

ハンセン病元患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程（令和元年厚生労働省告示第173号）

作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第192号）

○ その他所要の規定の整理を行う。

3. 根拠条項

○ 上記告示の根拠法令である労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令の規定

4. 適用期日等

○ 公布日：令和2年12月末（予定）

○ 適用期日：公布日